

第5期

苫小牧市中小企業振興審議会
引継ぎ書

令和5年3月

苫小牧市中小企業振興審議会

目 次

1	はじめに	1
2	苫小牧市中小企業振興審議会について	2
	(1) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について	
	(2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について	
3	部会から意見交換へ	3
	(1) 意見交換会の実施	
	(2) 意見交換会での議論（抜粋）	
4	今後の中小企業振興のあり方について	5
	(1) 第二次苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて	
	(2) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ	
5	参考	7
	(1) 事業承継に関するアンケート (商工会議所調べ、令和4年8月10日審議会で報告)	
	(2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会名簿	
	(3) 審議会活動記録	
	(4) 意見交換会実施記録	
	(5) 第二次苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊(別添)	
	(6) 苫小牧市中小企業振興条例	
	(7) 苫小牧市中小企業振興審議会規則	
	(8) 苫小牧市中小企業振興審議会代理出席要領	

1 はじめに

日本経済は長期の停滞が続いている中、中小・小規模事業者にとっては、令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響がまだ残る現状に加え、ウクライナへの軍事侵攻が世界経済に様々な打撃を与え、さらには歴史的な円安の進行から、エネルギー価格の高騰や物価の高騰による影響を大きく受け、ますます厳しい環境の中で事業の経営を強いられているものと思います。加えて、従前からの課題である人口減少や企業の人手不足、経営者の高齢化による事業承継等の課題は依然として存在しているため、行政や関係団体による一層の経営支援が求められています。

一方で、これまでは自粛傾向が強かったイベントの開催や、国内、国外旅行についても、コロナ禍前に近い規模での開催や、全国で行っている旅行支援等の実施により、経済波及効果も出てきていることから、アフターコロナに即した新事業展開や販路拡大、新商品の開発や、起業する事業者等、意欲的な取組を行う中小・小規模事業者等もあり、今後の成果に対して期待を寄せています。

さて、第5期苫小牧市中小企業振興審議会では、市長より「次期計画策定に向けて中小企業振興をより一層発展充実させるための意見の取りまとめ」について諮問を受け、議論の内容について委員全員が共通認識を持てるよう、分散し議論の深まりにくかった3部会独立型の形を全員参加型の『意見交換会』に変更し、闊達な意見交換ができる仕組みを構築したうえで、『第二次苫小牧市中小企業振興計画（案）』の形で市長へ答申しました。

中小企業と共に地域経済が発展し、「市民一人ひとりが生き生きと暮らせ、将来を担う子どもたちが豊かな生活を送れる持続可能な苫小牧市」を実現するために、今後は、第二次計画の進捗管理を行いながら、市民サービスの向上、事業者にとってのビジネスチャンス、市にとっての行政課題の解決や業務の効率化につながる審議会として、具現化に向けたプロセスの構築に向けて議論を進めていくことに重きを置いたうえで、第5期審議会の活動実績と第6期審議会への課題などをまとめ、報告とします。

第5期苫小牧市中小企業振興審議会 会長 高橋 憲司

2 苫小牧市中小企業振興審議会について

(1) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について

第4期苫小牧市中小企業振興審議会では、審議会内の議論や部会でのブレインストーミング等での議論の他、担当部会以外の知識・経験を豊富に持っている方の考えをお聞きし、自由に意見交換ができる時間を、審議会後非公開で委員全員にて自由に意見交換を行う場を試験的に設ける等、中小企業振興の具現化を推し進めるため、議論方法を調整した結果、共通の課題として

- ・ICTの活用を推進できる事業者の創出の必要性の検討
- ・会社外での異業種コミュニティの創出の必要性の検討
- ・意欲ある事業者が営業や商品、販路の相談ができる場所の必要性の検討
- ・幅広い年代の方が意見交換できる場所の必要性の検討

があげられ、これらの意見が具現化するためにはどうしていくべきか、課題抽出や認識を深める議論の方法の他、令和5年に苫小牧市中小企業振興計画の改訂があることから、施策の進捗度合いの確認及び計画の見直しについて引き継がれました。

(2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について

第5期審議会では、第1回開催の令和3年7月に、市長より「次期計画策定に向けて中小企業振興をより一層発展充実させるための意見の取りまとめ」について諮問を受けました。その後7回の審議会の中で、第一次計画の検証を行ったうえ、次期計画の三つの柱を関連性や親和性が高い組み合わせに変更し、骨子を策定しました。そして柱ごとに主要支援策や評価指標を定めるべく、ICTの必要性や異業種間のコミュニティ形成、意見交換が出来る場所の必要性等々、第4期審議会からの引継ぎ事項をそれぞれの柱の中に盛り込みました。主要支援策の中には、デジタル化への対応や、ウィズコロナ・アフターコロナに対する考え方も随所に取り入れ、昨今の著しい社会経済環境の変化も捉えつつ、令和5年度から5年間の中小企業振興に係る基本施策や方向性をまとめた『第二次苫小牧市中小企業振興計画（案）』を策定し、令和4年11月28日に市長へ答申しました。

また、任意メンバーではありますが、C-baseの見学や、苫小牧高専の卒業研究の見学など、新しいヒトの考えやモノの活用法にふれ合う機会を作りました。

3 部会から意見交換会へ

(1) 意見交換会の実施

第4期審議会では、審議会終了後に「創業促進・事業承継」「人材確保・育成」「販路拡大」の3つの部会に分かれて、それぞれの分野毎に議論の深掘りを行っていました。その結果、それぞれの部会で共通して「ICTの利活用」「異業種コミュニティ創出」「相談や意見交換ができる場所」の必要性について検討が必要との共通認識ができました。一方では自分の担当ではない部会の内容については、聞いたり考えたり意見をすることも少なくなり、バランスよく議論を行っていきたいという意見もありました。

そのようなことから、委員全体で情報共有が図りやすく、非公開で自由闊達な意見交換が可能である「意見交換会」を部会の代わりに実施し、次の審議会に繋がる課題抽出や、テーマの深掘りを参加委員全員で実施したことで、議論を深めることが出来ました。

(2) 意見交換会での議論 (抜粋)

《創業及び事業承継の推進》

- ・ICTの創業を増やしたい
- ・事業承継向けの融資制度を作ってみては
- ・経営者の高齢化や、6割の事業者の後継者がいない現状から、親族内承継の促進や第三者承継(M&A)等が必要。
- ・北大のSCORE事業に参加し、高専発ベンチャーを立ち上げる事業を実施中。
- ・ベンチャーキャピタルや金融機関を巻き込んで、やる気がある創業者を支援できる土台作りが出来ないか。
- ・商工会議所で行った事業承継アンケート結果(P7、8参照)

《人材確保及び人材育成の強化》

- ・人材確保のセミナー等を活用して現状把握していきたい。
- ・学生が市内企業を知る機会創出として、市内企業に限定したインターンシップ制度も良いのではないか。

《事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進》

- ・手法として「ECサイトの構築」「ターゲットを限定するためのコミュニティ創出」「多くのコンテンツの提示」が考えられるが、課題は誰がどうやって取り組むか。
- ・「とまこまいWEB商店会」が発足し、楽天等への共同出品や広報活動を実施中。
- ・新たなコミュニティを構築していく中で、課題や新しい取組が考えられる。

《第4期からの引継ぎ事項について再協議》

- ・コロナのまん延で非接触非対面の必要性が増し、国の補助金等もインターネット受付が多いことから、地域でICTを利用出来る事業者の発掘が必要。
- ・年齢や業種等の幅を超えて色々なコミュニティ同士がつながることで、よりクリエイティブな意見が出て、より活性化されたまちづくりに繋がる。
- ・コロナ禍において創業希望者が増えている。しかし、長く続かない場合もあるので、同じ悩みを持つコミュニティの活用が必要。
- ・学生がいかにか小牧に残ってもらえるか。
- ・C-baseをプレインキュベーション施設として整備活用し、市内のスタートアップを育てたい。
- ・商店街においてもコミュニティの所属有無で入ってくる情報網の格差を是正していきたい。

《その他の意見》

- ・何かしらの事業を行いたい。
- ・ここでの意見がダイレクトに出来ることに繋がる形が良い。
- ・3本柱の点が線で結んでいく形が良い。
- ・委員で話し合った内容を、市の協力下で熱量がある方達に伝え、具現化する方法を考えたら更に良い物が出来るのではないか。
- ・やりたい事業について市に提案して施策に合えば予算化してもらおう方法。
- ・市が実施している事業と利用者・対象者・金額がマッチングしているのか検証も必要。事業の立ち上げ協議にも参加したい。
- ・審議会とは別の会議体を設置し、実働部隊だとか現場の声が反映できるような事業化について、具体的に議論できる場を設けたい。

4 今後の中小企業振興策のあり方について

(1) 第二次苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて

第5期苫小牧市中小企業振興審議会では、令和3年7月に、市長より「次期計画策定に向けて中小企業振興をより一層発展充実させるための意見の取りまとめ」について諮問を受け、第一次計画の検証を行ったうえ、次期計画の骨子を策定し、新たな3本柱ごとに主要支援策や評価指標を定め、令和5年度から5年間の中小企業振興に係る基本施策や方向性をまとめた『第二次苫小牧市中小企業振興計画（案）』を策定し、令和4年11月28日に市長へ答申しました。

また、審議会後に行っていた部会についても、議論内容について委員全員が共通認識をもち、審議会の枠を超えて自由闊達に議論ができる形にする目的で「意見交換会」を実施し、様々な意見を審議会で報告することによって、答申の内容に取り入れることが出来ました。

このような過程を経て完成した第二次計画ですが、今後は計画の具現化に向けた歩みを進めていく必要があると考えます。必要な支援策が具体的に事業化に繋がるプロセスを確立していくための議論についても深めていきたいと考えております。

(2) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ

第5期苫小牧市中小企業振興審議会で行われたたくさんの議論は、答申内容である『第二次苫小牧市中小企業振興計画（案）』の策定に多く時間を費やしました。また一方で、審議会の枠を超えて、支援事業を直接的に計画・実施する方法があるのかどうかの話が多く出ました。

現状、中小・小規模事業者を取り巻く環境は目まぐるしい勢いでドラスティックに動いており、その時の需要に対応した策を即座に機動的に打ち出すことが、ニーズに対応出来る動きではありますが、市と民間事業者では事業の計画・実施に対する時間軸が全く違うため、本来求められている対応に応じることができないことが考えられます。

次期審議会では、それぞれの会でやるべき役割を明確にし、出された意見の内容を「行政が得意な分野」「市民や民間事業者が得意な分野」という視点で、苫小牧市公共サービス民間提案制度の活用も含めてどのようにすれば中小・小規模事業者のニーズに応えられるのか、事業化に繋がる仕組みづくりが出来るのかを検証、提案していける議論を進めていただきたいと思います。

審議会の役割・・・第二次計画の進捗確認（別冊で提示する事業の実績にて評価をし、不足点、改善点について検証を行う）

意見交換会の役割・・・審議会での議論の深掘り、次回審議会に向けた課題抽出、事業の実施に向けたプロセスの検討

また、計画を策定することは、今後の中小・小規模事業者支援のベースを作ることに
なり、加えて支援策を実施していくための基準になるため、審議会としてその計画の進
捗確認を行って意見をまとめていくのは大事な作業であると考えます。

しかし、それだけでは机上の確認作業にとどまってしまうため、第二次計画の具現化
に向けた議論と並行して策定段階での助言もいただき、事業の実施に向けた議論の方法、
さらには中小企業振興条例の内容や審議会、意見交換会のあり方や進め方についても、
議論を進めてほしいと考えています。

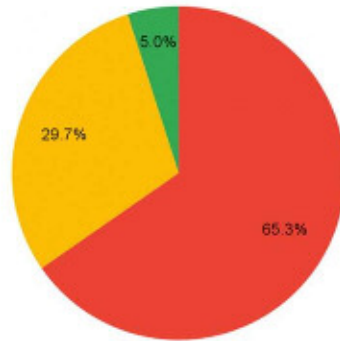
5 参考

(1) 事業承継に関するアンケート結果 (商工会議所調べ、令和4年8月10日審議会で報告)

事業承継に関するアンケート結果 193名

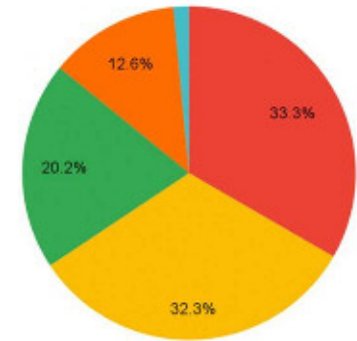
事業承継について考えたことはありますか。

- 1.考えたことがある
- 2.考えたことがない
- 3.よく知らない



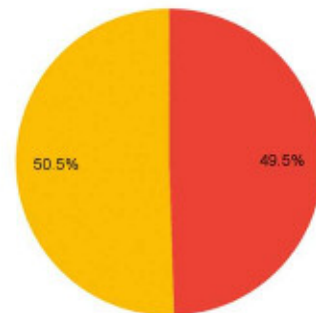
代表者の年代

- 60代
- 50代
- 70代以上
- 40代
- 30代



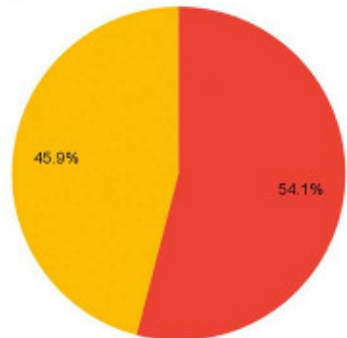
事業承継に向けて、具体的準備(事業承継計画の策定・後継者の育成・土業等専門家への相談等)に着手していますか。

- 1.着手している
- 2.着手していない



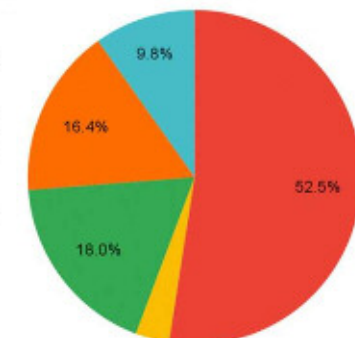
後継者候補はいますか。

- 1.いる
- 2.いない



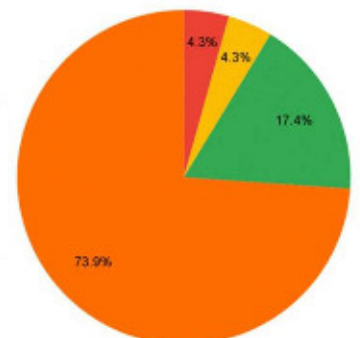
事業承継の準備に取り組むきっかけはなんでしたか。

- 1.親族との話し合い
- 2.商工会・商工会議所からの情報提供
- 3.金融機関からのアドバイス
- 4.土業専門家からのアドバイス
- 5.外部のセミナーや新聞・情報誌等



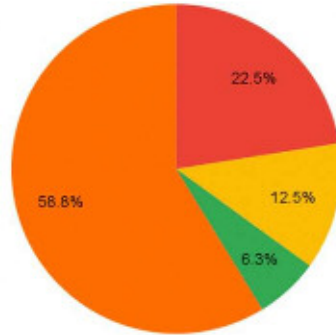
事業承継の準備に着手していない理由は何ですか。

- 1.準備の進め方がわからない
- 3.候補者から了解を得られていない
- 4.通常業務で手一杯
- 5.まだ時間的に余裕がある



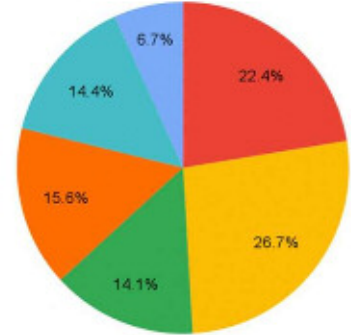
事業承継は、親族内の承継だけでなく、従業員への承継や第三者（買収者や創業者など）への承継も増えてきていますが、今後の事業承継についてどう思いますか。

- 1.事業承継をしたい(しても良い)
- 2.廃業する予定
- 3.売却する予定
- 4.まだ時間的に余裕があるため考えていない



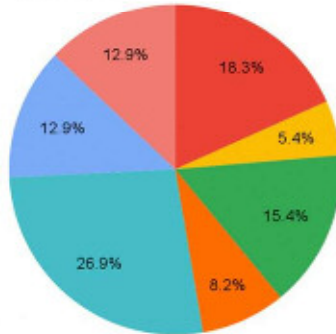
事業承継にあたっての障害・課題は何だと思いますか。

- 1.後継者の確保(不在)
- 2.後継者の教育
- 3.借入金・債務保証の引継ぎ
- 4.株式の譲渡
- 5.取引先との関係維持
- 6.親族間の相続問題



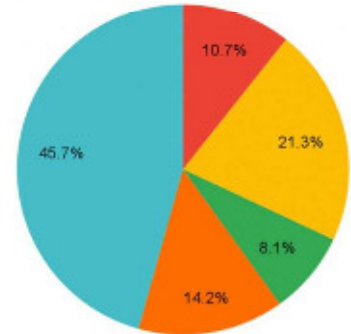
事業承継について相談する先はありますか。

- 1.家族・親族
- 2.友人・知人
- 3.同業(取引先)または同世代の経営者等
- 4.商工会・商工会議所
- 5.税理士・中小企業診断士等の専門家
- 6.取引先金融機関
- 7.ない



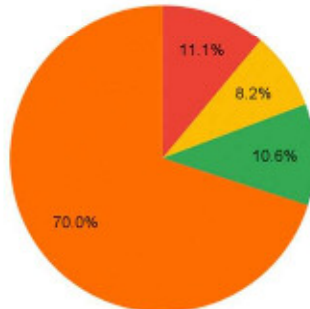
事業承継に関して、行政にどのような支援策を望みますか。

- 1.事業承継に関するセミナー・ゼミの開催
- 2.事業承継時の資金調達、補助金等の制度
- 3.事業の臨き上げ、事業承継計画の策定等に関する専門家の派遣
- 4.事業を譲り渡したい方と事業を譲り受けたい方とのマッチング支援
- 5.とくになし



事業承継について相談できる機関の紹介を希望されますか。希望する場合は機関を選択してください。

- 1.商工会・商工会議所
- 2.事業承継・引継ぎ支援センター(公的機関)
- 3.税理士・中小企業診断士等専門家
- 4.希望しない



事業承継に関するご意見ご要望など、あればご記入ください。

- 1.事業継承は考えていますが具体的に何処とどのように相談したら良いのかわからないまま時間だけが過ぎて行きます。
- 2.2020年に株式を売却した親会社と調整をしながら事業承継を進めていくことになります。
- 3.今から考え実行の準備をしないと間に合わない気がするので、意思表示はしていこうと思っています。
- 4.弊社は先日代表が逝去し長男に事業継承がなされましたが、関係者の助言により一部の準備が出来ていたため大きな混乱はなく済みしました。

(2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会名簿 (五十音順、敬称略)

氏名	所属機関等
伊藤 輝美	公募委員
○ 遠藤 和盛	苫小牧商工会議所 苫小牧中小企業相談所 所長
太田 智里	公募委員
奥村 訓代	北洋大学 学長
加藤 充	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 苫小牧東地区ディストリクトマネジャー
坂本 修	株式会社 豊月 取締役 専務執行役員 管理本部長
佐々木 隆幸	一般社団法人苫小牧青年会議所 第69代理事長
佐藤 恭子	苫小牧公共職業安定所 統括職業指導官 ※令和4年4月人事異動により委嘱
須田 孝徳	苫小牧工業高等専門学校 教授 中小企業診断士
◎ 高橋 憲司	一般社団法人北海道中小企業家同友会苫小牧支部 支部長
中島 康博	一般社団法人北海道機械工業会苫小牧支部 副支部長
長山 愛一郎	苫小牧市商店街振興組合連合会 理事長
服部 友幸	苫小牧公共職業安定所 統括職業指導官 ※令和4年4月人事異動により辞退
藤本 洋司	苫小牧金融協会 (苫小牧信用金庫 審査管理部 副部長)
増田 賢二	北海道中小企業団体中央会胆振支部 事務所長
綿貫 陽生	社会保険労務士

※氏名欄において、◎印は「会長」、○印は「副会長」

(3) 審議会活動記録

<第1回会議>

日時：令和3年7月14日(水) 午後2時00分～午後2時50分

場所：苫小牧市役所5階 第2応接室

出席：委員15名

内容：第5期委員委嘱、会長・副会長の決定、市長からの諮問

<第2回会議>

日時：令和3年8月18日(水) 午後1時30分～午後2時15分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員8名

内容：意見交換会報告、計画別冊(案)、計画の検証

<第3回会議>

日時：令和3年11月24日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員12名

内容：意見交換会報告、計画別冊コロナ新型経済対策(案)、第二次計画の骨子(案)

<第4回会議>

日時：令和4年2月16日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員12名

内容：意見交換会報告、新たな経済対策の報告、第二次計画の素案(創業及び事業承継の推進)

<第5回会議>

日時：令和4年5月18日(水) 午後1時30分～午後2時20分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員13名

内容：意見交換会報告、
第二次計画の素案(事業継続のための経営基盤の強化、販路拡大の推進)

<第6回会議>

日時：令和4年8月10日(水) 午後3時00分～午後4時00分

場所：苫小牧商工会議所 6階会議室

出席：委員11名

内容：意見交換会報告、計画別冊(案)、地域経済対策別冊(案)、
第二次計画の素案(人材確保及び人材育成の強化)

<第7回会議>

日時：令和4年11月16日(水) 午後1時30分～午後1時50分

場所：苫小牧市役所 9階議会大会議室

出席：委員8名

内容：意見交換会報告、答申内容『(仮称)第二次中小企業振興計画(素案)』

<市長への答申>

日時：令和4年11月28日(月) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所 5階第一応接室

出席：高橋会長

内容：答申書『第二次中小企業振興計画(素案)』の提出

<第8回会議>

日時：令和5年2月15日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員12名

内容：意見交換会報告、『第二次苫小牧市中小企業振興計画(案)』の意見反映、
第6期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ事項

(4) 意見交換会実施記録

<第1回>

令和3年 7月14日(水) 午後3時00分～午後3時45分 出席15名

<第2回>

令和3年10月10日(木) 午後2時30分～午後3時15分 出席8名

<第3回>

令和3年11月24日(水) 午後2時40分～午後3時30分 出席11名

<第4回>

令和4年 2月12日(水) 午後2時35分～午後3時30分 出席11名

<第5回>

令和4年 5月18日(水) 午後2時30分～午後3時30分 出席12名

<第6回>

令和4年 8月10日(水) 午後4時00分～午後5時00分 出席10名

<第7回>

令和4年11月16日(水) 午後2時10分～午後3時10分 出席5名

<第8回>

令和5年 2月15日(水) 午後2時30分～午後3時30分 出席11名

(5) 第二次苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊

別添 (第二次計画に対応する計画別冊は、令和5年度に作成予定)

(6) 苫小牧市中小企業振興条例

平成 25 年 3 月 21 日 条例第 5 号

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを進展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 148 号）第 2 条第 1 項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。

5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)
- 2 苫小牧市中小企業等振興条例(昭和49年条例第5号)は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

- 4 苫小牧市企業立地振興条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第5号)附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

(7) 苫小牧市中小企業振興審議会規則

平成 25 年 3 月 21 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例（平成 25 年条例第 5 号。以下「条例」という。）

第 12 条第 6 項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、条例第 12 条第 4 項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 中小企業者等
- (4) 経済団体
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 苫小牧市中小企業振興審議会代理出席要領

令和元年7月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市中小企業振興条例（平成25年3月21日条例第5号。以下「条例」という。）第12条に規定する苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）における委員の代理出席について、必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 会長は、条例第12条第4項に規定する委員のうち、苫小牧市中小企業振興審議会規則（平成25年3月21日規則第2号。以下「規則」という。）第2条第3号又は第4号により委嘱された者が、やむを得ない理由のため審議会の会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

2 委員は、前項の規定により代理出席をしようとするときは、自らと同等に組織としての意思を表明し得る者を代理として選出し、申し出るものとする。

3 代理出席する者は、会議で発言し、調査及び審議に加わることができる。

4 代理出席する者は、委員報酬は辞退するものとする。

(部会への代理出席)

第3条 規則第5条第2項に規定する会長の指名する委員の代理出席については、第2条の規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、審議会の委員の代理出席に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。